

知事記者会見（平成22年11月15日）

●知事発表

（1）企業の受け入れについて

●幹事社質問

（1）県職員の再就職について

時間：12：59～13：39

場所：プレゼンテーションルーム

(幹事社)

会見を始めたいと思います。

まず、知事から発表事項があるそうですので、よろしくお願いします。

(知事)

はい、私の方からは、企業誘致関係について報告があります。今回、企業誘致として2件を新たに認定することにしてあります。これで統計を取り始めた昭和36年からの企業誘致の累計は626件になります。

1件目は秋田ルビコン株式会社大仙工場という会社です。内容は、アルミ電解コンデンサー等の製造ということで、大仙市協和の船岡というところに立地をします。長野に本社がある企業で、由利本荘市にも（工場が）ありますけれども、薄型テレビ、あるいはパソコン用のコンデンサーが非常に好調に推移しているということで大仙市に工場を設けるということです。投下固定資産が約20億円ぐらいということで、従業員は操業時で19名、将来的には39名ということです。もう一つは、大館市早口に遠藤林業株式会社大館工場です。ここも既に大館市十二所に秋田工場がありますけれども、拡大のために早口に工場を設置するものです。従業員は29名、将来的に40名ということです。設備投資はそう大きくありませんけれども、この2件が県の誘致企業のルールに該当いたしましたので、今回受け入れということです。

私の方からは以上であります。

(幹事社)

ありがとうございました。各社さん、発表事項で質問ありましたらお願いします。

では、私から。前回も記者会見で誘致企業の発表がありましたけれども、そもそも誘致企業が決まるたびに知事が会見で発表しておられたのかどうか、いかがでしょう。

(知事)

今までもこの場で発表していました。

(幹事社)

わかりました。

ほか、ございませんか。

(記者)

9月にも2件既に進出されている。企業の拡大ということだったと思うんですけども、それに引き続き今回2件ということで、昨年度のゼロ件から比べると4件で多くなっているとは思いますが、既に進出している企業の拡大ということで、県としてそういう方針に変えられたということでしょうか。

(知事)

特に方針は変えていません。秋田に進出していない会社にもかなり足を運んでいますけれども、田高等の関係で大がかりな（設備投資などの）ものについては抑制傾向にあると思います。そういう中、秋田に進出して（秋田に）馴染んでいる企業が（工場などを）増設するとすると、（距離的に）近いと事務的な体制もとりやすいこともあると思いますので、誘致した企業にも増設する際は県内でということに臨んでいます。我々としては県内に増設してほしい、あるいは県外から県内に新しく（工場などを）作ってほしいということでその両面から（企業誘致の活動を）しています。ただ、今まで、全く秋田に関係のなかった新しいものについては厳しいことは確かです。

(幹事社)

ほかはよろしいですか。

では、幹事社からの質問に移らせていただきます。

10月末に人事課から発表された県職員の皆さんの再就職についてですが、3年連続、内規に反する形で3の方が業務で密接な関係のあった営利企業に就職されているということがありました。これについて知事のお考えをお伺いしたいと思います。

(知事)

大変悩ましい問題です。あくまでも内規で、自粛してほしいということですが。ご承知のとおり、憲法上の問題もありますし、地方公務員法において、例えば守秘義務違反等については課していますけれども、職業選択の自由というのは、公務員もそうでない人も、同等に扱っています。そういう中ですので、強制ではなく自粛という、お願いの分野で、甘いように見えると思うんですけども、退職した方に強制的に課すということ自体は法律上許されませんので、我々としてはあくまで自粛をしてほしいということしか言えないわけですね。

ただ、それはそれとして、業務上知り得た秘密等に関係することであれば、これは法律問題になります。ただ、今は情報公開が進んでいて、実際に業務上知り得る秘密というのは限定されてきていると思います。また、昔の職場だからといって安易に営業等がある場

合には、こちらの方からお断りするという事はできます。ただ、(再就職) そのものについて強制的なことができないというところが悩ましいところです。

我々としては、できるだけ自粛してほしいということを退職者の皆さんには今後も伝えていかなければならないと思っています。

(幹事社)

はい、ありがとうございました。この件で質問ありませんでしょうか。

(記者)

再就職に関して、念のため教えていただきたいんですけども、国家公務員の再就職については、再就職を繰り返すということも問題視されています。地方公務員は早期退職の慣行がないので、一概に(国家公務員と)同じとは言えないと思うんですけども、再就職を繰り返して退職金を何回ももらうとかという県民から見て、これはどうかなという事例が今まであったのか、あるいは調査されたことがあったのか、もしあればお願いします。

(知事)

かつては、そういう例もあったようですが、昨年からは県と何らかの関係のある公益法人等については退職金は出さないように、また、給与の上限も設定しています。全く(県と)業務上関係ない民間会社に就職した場合、そこまでは強制できません。もう一つは、いわゆる渡りといわれるものですが、これについても、ある程度こちらで(=県で)運営に関与できる場所についてはできるだけ(渡りといわれるものが)ないようにしています。

かつては、再就職先で、その人の働きが非常に有効だということで(在職の)年限が延びていることもあったようですが、国のように再就職をくり返して退職金を何度ももらうという形はないように(県の)関係団体とはルール作りをしました。

(記者)

今、知事の発言で、そのいわゆる渡りについては、(県が)関与できる場所にはないようにしていきたいというようなお話がありましたけれども、現在も、2カ所目として県の出資法人の役員を務めている方もいらっしゃいます。今後、2カ所目として出資法人に行くことを禁止するというお考えだということによろしいですか。

(知事)

これも禁止ということ自体はできないわけですが、前は民間の人がやっていたけれども、今、誰も引き受ける人がいないということがあります。非常にボランティア的だし、ご自身の会社の活動も制約を受けるということで民間の方のなり手がなくなっているという現実もあり、やむを得なくという形で幾つか例があります。

(記者)

確認ですけど、そうしましたら、新たに自粛を求めるということによろしいのでしょうか。いわゆる渡りに関して。

(知事)

自肅を求めるというよりも、人材の求めがあつて、なり手が無いような場合はやむを得ないということもあるかと思ひます。国のように自動的にその団体にという話にはならないと思ひます。

(記者)

特に内規を変更するとか、そういうことではないということですね。

(知事)

引き受け手が民間にいる場合に、県の職員のOBをという話はすべきではないということです。現に幾つかの団体、かつて県職員OBが行っていたところでも、うちの方でいい人を見つけたので県職員OBという要望を出してこなくなったところもあります。

(幹事社)

ほかにございませつか。

(記者)

自肅を求めるという内規ですけれども、2007年度から3年連続で内規に抵触している状況が続いています。法律ではありませんが、法を守る立場の公務員が自分たちの内規を守れないのかという厳しい視点があつて当然だと思ひています。知事、こういう状況を率直に何と思われませつか。

(知事)

ここが非常に難しい問題です。けしからんと言へばそれまでですけれども、けしからんで物事が片付く問題ではなく、職業選択の自由があるということに対しての自肅のお願いです。ですから、直ちに悪いという形で断定できないというところに悩ましさがあります。欧米へ行きますと、非常に自由なんです。民間の人があるポストに就いたり、逆になったり、公務員と民間人との境目の問題というのは、世界的に見るとフリーなんですけれども、日本はそういう点で心情的にいろんな問題もあるようですが……。

実は全国知事会でも、この再就職の問題について各県での事例を調べて、いろいろな議論をしました。最終的には、退職金は(県の)関連団体は出さない、あるいは給与の上限は決めるとかということで、それ以上の踏み込んだことには法律上できないんだという結論が出ています。

もう一つは、今回のパターンも技術を持った方です。民間からすると技術を持った人を何とかほしいというのは自然な発想ですので、優秀な技術を持った人がその技術を生かしたいということについて、一概にけしからんということもできないと。答えにはなりませんけれども悩ましい問題だということです。しかし、内規として作っていますので、定年を迎える職員にはきちんと認識してもらうように、退職前に伝えるということはこれまで以上にやっつけていかなければならないと思ひています。

(幹事社)

私も関連で。内規違反とは違うんですけども、県の出資法人などの経営評価というのが9月ころに出されていて、この中で一層の経営の努力を要すると判断されているところにも県職員だった方が事務局長とか理事とかいう役職で入っておられると。単純に比較はできませんけれども、年間の収入でも、例えば年間3万円の第三セクターがある中で、300万円、400万円台の平均ですけども収入になっているという面もあるかと思うんですけど、こういう点はいかがでしょうか。

(知事)

最近では、入札で民間の方に管理委託が移ったというところもあるようですが、やはりそれぞれ努力はしていただかなければならないということです。関係団体の設立のときに、行政との密接な関連の中で組織を作っているという経緯がありますので、全く民間と同じという形にはならないということもあります。ただ、民間ができる仕事を第三セクターなど県等が大きく関与する団体が独占的にというのは、今の時代では許されません。逆に言うと、民間の方がどんどん進出してきて、存在意義がなくなっている場合、(その団体が)必要かどうかという議論にもなると思います。行政が関与しないと成り立たないところもありますが、単に事業をこなすようなところは、どんどん民間へ移るといった流れになっていると思います。

(幹事社)

この問題はよろしいでしょうか。

じゃあ、ほか各社ありましたらよろしくお願いします。

(記者)

広域連合の件でお伺いします。先週、北海道東北地方知事会議で広域連合の話が出まして、知事は検討会に向けて賛意を示されたということですけども、広域連合の秋田県にとってのメリットについて、まずお伺いします。

(知事)

各県の知事さん方の広域連合の受け止め方が、それぞれ微妙に違っているような感じがしました。例えば道州制に進むというような、幅の広い広域連合というのはもうちょっと先にあるかもしれません。広域連合的にやった方がいい個別の事業、事務を具体的に洗い出して、それが各県の県民に対してプラスになるかどうかだと思います。あのときも個別のもので扱いましょうというお話をしています。例えば道路交通の広域ネットワークみたいなのは県境部分が非常におろそかになったり、接続が分断されていますので、道路の広域ネットワークの県境部分の管理とか、除雪なども含めるとプラスになる面がかなりあると思います。今のところ何がということは答えが出ませんが、一つ一つ洗い出しますと私は(広域連携で)やった方がいいものもあるのではと思います。除雪などは一番かもしれない。また、広域的な観光宣伝、特に海外に対するものについてはあのとき(=

北海道東北地方知事会議)も話が出ましたが、海外の航空会社を訪問すると、同じ県でアウトもインもという、飛行日程を組めない、何県かで広域的にということ必ず言われます。これなどはコストも抑えられて効果が非常に高いのではないかと思います。これから事務的な勉強会をすることになったわけですが、私は行政の統治行為そのものを全部やるという前に、具体的に成果がわかって、県民の皆さんに納得していただけるようなものから、まずはやるということだと思います。

(記者)

確認ですが、そうすると、包括的な連合というよりは、分野毎の広域行政機構というような方向を目指すということでしょうか。

(知事)

私はまずそこからスタートすべきではないかと思います。

(記者)

わかりました。今の知事のお話の中にありましたけれども、各県でスタンスが違うという、温度差みたいなことも出ているようですけれども、今後の見通しはどのようにお考えですか。

(知事)

宮城県の知事さんからも別の席ですが、いわゆる道州制とか、全体を大きくくりで一体化するとかという話ではなく、まずメリットがあるものはどうなのかと、中には単独の県では国がなかなかうんと言わないものを各県がまとまって権限移譲を受けるといったものもあるわけです。事務的に担当部局を決めて、各県のそういう考え方をおさらいをします。そこからどういうものやっけていくかということで、まずは事務的な勉強会から始めようということだと思います。

(記者)

わかりました。ありがとうございます。

(記者)

先週、県議会(11月臨時会)が終わった後に危機管理に関する会議を知事が招集されて開かれましたが、その後、危機管理の問題について、何らかの対応・対策をとられる予定はあるかということと、もう一つ、先週、県が(鷹巣病院に対して)立入検査を実施しましたが、この件に関して何か知事が報告を受けていたら、どのような形の報告を受けていたか教えていただけないでしょうか。

(知事)

まず一つ危機管理の問題については、私の指導力不足もあって、皆さんに大変ご迷惑をかけたわけですが、改めて危機管理計画を見て、危機管理計画そのものに実はそう

落ち度はないと思いました。問題は危機管理としての事例、大きな災害だけではなく、各課毎の危機管理にあたる個別の具体的な事例を想定していなかったということだと思います。そういうことで、今日の朝の会で、改めて、幹部だけでなく職員一人一人が危機管理計画の内容を頭に入れるということ。もう一つは各部局毎、あるいは課毎に、どういうものが起きた場合、速やかに報告するのか、危機管理の範疇に入るのかということを一回確認して、各課の課長のところに、こういう場合は30分以内に報告しなさいという事例を書いて貼り出すくらいしなさいと、担当が代われればまたわからなくなりますから。それが非常に役所の欠陥ですので、目に見える形にするのも一例ではないのかと思います。

もう一つは、部長が不在の場合など、誰が危機管理の統括なのかということが曖昧なところもあります。そういうことで、例えば各部局の次長、担当次長というより誰々次長がということを決めることで何かあればその次長が集約して部長に報告すると、システムティックにやっていかなければならないということを細かく検討するよう指示したところです。大変申し訳なかったんですけども、危機管理計画に書いてあることが職員の頭の中に入っていなかったということですのでその反省点から、誰でもわかって、みんなで意識を共有するという方向に今持っていこうとしています。

(記者)

立入検査の結果の報告については。

(知事)

立入検査は専門的な要素もあり最終的な報告はまだ時間がかかるということです。マスコミにも出ていましたけれども、(検体の)検査キットがなかったということもあるようですが、総括的には必ずしも好ましい状況ではなかったという印象だという報告は現段階でありました。国立感染症研究所感染症情報センターの専門家の方から中立の外部の目で評価していただいて、そういう方々の専門的、疫学的な調査結果も公表いたします。まだ、調査中という段階です。

(記者)

先程のお話の中でちょっと一点確認させていただきたいんですが、もう少し細かく検討するよう指示したというお話でしたが、これは別に健康福祉部に限らず全庁的に指示したということでしょうか。

(知事)

危機管理計画で想定している危機は大きく分けると、県民の生命、財産に損失が生じるものと、県政運営上重大な影響を受けるものという2つがあります。今回の場合でいえば感染症の蔓延ということで県民の生命、財産の損失ということにあたります。そのほか、テロ、航空機事故など様々な事例があります。今回、各課で、危機管理の対象というものがよくわかってなかったということで、それをもう一回各課の職員が把握するよう、意識してもらおうということです。

(幹事社)

ちょっと立入検査の件で、健康福祉部の発表では、病院の安全管理体制、要するに隔離ですとかそういったところと疫学的な感染源の特定等とはまた別個に発表するという事なんですね。それがまず一つと。ある病院の院長さんに聞きますと、病院の安全管理体制、要は隔離ですとか、あとは病気の可能性のある人を入れないとか、そういうことに関しては、マニュアルと照らし合わせればすぐにわかることだということで、発表まで遅くとも10日までかかるということですけども、果たしてその10日の間に一体何をされているのかと、果たしてそれだけの時間が必要なのかという点はいかがでしょう。

(知事)

我々も専門的な要素になりますと迂闊なことは言えないんですけども、先程言ったとおり、その本来なすべき望ましい状況でなかった幾つかの例は把握していますので、小刻みに発表するのかどうかです。私としては、できるだけ区切り区切りでお知らせしてもいいのかなと思っていますけれども、専門的な判断というのはお医者さん方に聞いても、それぞれ考え方があるようです。皆さん方はどうですか。(調査結果について)途中経過でもとなると私から指示することもできますけれども。ただ、わからないところはわかりません。できるだけ速やかに、全体を把握した段階で10日といわず8日でわかればその時点ですべてということではできると思います。

(記者)

なるべく早い段階でお願いできればと思います。

(知事)

まとめ次第、速やかにということは、部の方にも指示しています。

(記者)

それでは、要望があればということだったんでお話をさせていただくと、その検査項目の中には、患者とか家族に対しての説明という項目もありまして、本当に聞き取ればすぐ出せるような情報もあると思いますので、県民にも非常に関心の高い事項ですので、出せる情報があれば速やかに出していただきたいなと思っています。

(知事)

私も医学的な専門家でないので、この場ですぐというわけにはいきませんが、担当部局には、できるだけ可能なものは、区切りのいいときにオープンにするようにということをお伝えしています。

(記者)

広域連合の話に戻るんですけども、宮城県の村井知事は、地方自治法に基づく広域連合のための検討会だという認識があるようなんですけども、佐竹知事としては、広域連合の前の段階の個別の事業について、緩やかな連携ということをおイメージされているんで

しょうか。

(知事)

一部、自治法の関係で国からの権限移譲を受けるという項目もあるとは思いますが、私はそちらの方を上段に構えるよりは、今の段階で、地方分権も同じですけども、県民の方、住民の方が、納得するところから入っていかないと難しいと思います。企業の方でも東京で全部済むのに各県を回って歩いたりするのは困るところもありますので、そういうところは非常に難しい問題がありますけれども、いずれにしても、私は県民の方、あるいは住民の方がわかりやすく、ある程度、効果などを数値で出せるものからやった方がよりいいものに近づくのではということをお話しています。国からの権限移譲だけを先にやっても、国との面子の争いにもなってくる可能性もありますから。我々の実績を出して国に訴えた方がいいのではないかというのが私の持論です。そこら辺は勉強会のように各県知事のスタンスの違いが出てくると思います。その中でどういうところを統一して扱えるのかというのは、これからの話ということではないかと思っています。

(記者)

わかりました。ありがとうございました。

(記者)

先程、立入検査の件で、総括的には好ましい印象ではなかったということですが、それは知事ご自身がそう思ったのか、あるいはそういう報告が入ってきたのか。

(知事)

患者の隔離だとか、検査キットを持っていなかったというようなことはあったようですが・・・全体をとらえた形の報告書はまだ出ていません。印象として万全な状況ではなかったという報告を受けたということです。なお、内容について、感染経路の問題も含めての最終報告になるのかなと思います。個別の不十分なところと、感染の関係が明らかになればなど思っています。そこが当然改善点になるわけですから。

(記者)

広域連合の確認ですけども、知事は、国からの権限を受けるということが最初にありますというよりも、都道府県間での連携、広域事務というのをまず検証して、そこから実績を作っていくというお考えだということでしょうか。

(知事)

はい、今、国交省などのものを全部受けるといっても、理想ではあるけれども、現在の国の動きからしても、単なるプロパガンダにすぎないような形になるのではないかと、貴重な時間を費やして検討するわけですから、そういうお題目だけではなく、県民の、東北全体の利益になるのは何なのかと、そこから進めた方が皆さんもわかりやすいのではないかとことです。

(記者)

もう一点、提案者の宮城の村井知事は、今回の広域連合の検討会で道州制を前提にした議論はしないとおっしゃっていました。佐竹知事はどうお考えですか。

(知事)

実はこのお話をあそこの場（北海道東北地方知事会）でやる前に宮城県の知事から連絡がありまして、誤解されると困ると。道州制を前提として進むというものではないと。

あとはいろいろな考えがあるでしょうから、そこら辺は自由に話して、その中で、事務的な勉強会から始めようということは宮城の知事とも話をしていましたので、いろいろスタンスは違って、確実に今の段階で決まっているわけではなく、まずそれぞれの県の意向を集約してみようと、そこが第一歩です。

(記者)

佐竹知事も道州制を前提にしているというわけではないということでしょうか。

(知事)

そのとおりです。

(記者)

していないということでしょうか。

(知事)

それはまた別の次元の問題じゃないかと思います。

(幹事社)

立入検査の件で、検査キットを持っていないというのは、これはむしろ普通だということをもたお医者さんから聞いているんですけど、それ以外も含めて好ましくない。

(知事)

詳しくはまだ聞いてませんが、症状が出た後も、患者さんが動いていたり、転院をさせるかさせないとか、外部への協力依頼というのもなかったようですから、病院としてはどうかと、少し不都合があるのではないかとこのところまでで、詳細な報告はまだ受けていません。これ以上は、自分で実際に見ていないものですから・・・ただ、万全であればああいうことはないはずですから、やはりどこかに（不備な点が）あるということだと思います。

(幹事社)

はい、ありがとうございました。